

主任技術者及び現場代理人の配置について

○主任技術者の専任にかかる取り扱い

建設業法施行令第27条第2項においては、同条第1項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる

- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- ・施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度
- ・同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は原則3件まで

○現場代理人の配置要件緩和について

国有林野事業工事請負契約約款第10条3項に、現場代理人の常駐義務を緩和する旨が規定
現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には常駐を要しない

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて発注者との連絡体制を確保した場合
- (2) (1) 以外で以下を満たすこと
 - 工事の規模・内容に応じた安全管理・工程管理等の工事現場の運営、取締り等に支障をきたさないこと
 - 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれること
- (3) 兼任する工事件数は原則3件まで、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度の範囲内で発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう体制がとれること

※災害復旧工事であることから通信手段の活用・工事個所までの最新のアクセス状況等により緩和を判断



国民の森林・国有林

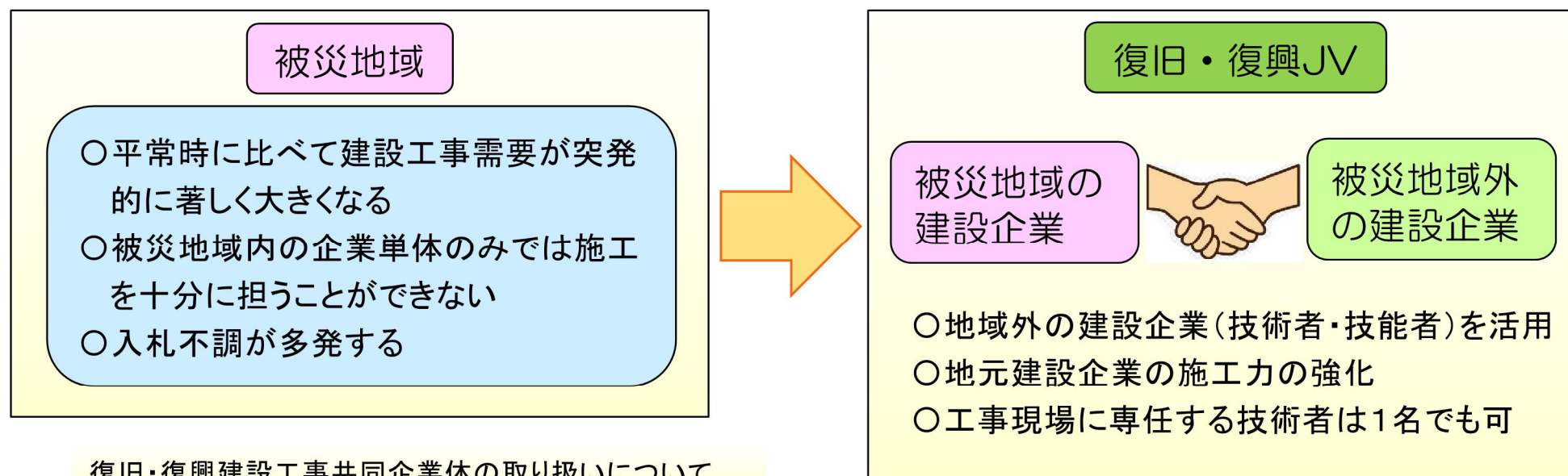
近畿中国森林管理局治山課



復旧・復興建設工事共同企業体（復旧・復興JV）について

復旧・復興建設工事共同事業（復旧・復興JV）の活用

○大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、地域に精通している被災地域の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することで、広域的な観点から必要な施工体制を確保



復旧・復興建設工事共同企業体の取り扱いについて

- ① 対象工事: 近畿中国森林管理局が発注する復旧・復興工事（災害復旧を含む）で復旧・復興JVが競争参加できる工事
- ② 構成員: 構成員の数は2又は3社、同程度の施工能力を有する者の組合せ、被災地域の地元建設企業を1社以上含む
- ③ 代表者要件: 被災地域の地元建設企業とすることを原則に構成員において決定された者
- ④ 登録: 単体企業としての登録及び他の共同企業体の構成員となることは可能



国民の森林・国有林

近畿中国森林管理局治山課

